

第 59 号議案

愛南町国民健康保険条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛南町国民健康保険条例(平成 16 年愛南町条例第 132 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

被保険者証の廃止に伴う国民健康保険法の一部改正により、罰則規定の改正が必要となったため。

愛南町国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第13条 略</p> <p>第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は</u> <u>虚偽の届出をした場合</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>以下 略</p>